

まちの話題

楽しい！難しい！

中学生が職場体験学習

先月2日～6日の内の4日間、町内2つの中学校の2年生262人が町内・近隣事業所などで職場体験学習を行いました。

町内のペットショップでは海田中の2人と海田西中の2人が、小屋のそうじ、犬のシャンプーをし、乾かすことを体験しました。インタビューをしたところ、「犬の体を乾かすことや、立ち仕事が大変だったけれど、4人で分担して一つひとつの仕事をやり返ることができた。犬が可愛かった」と話していました。

町内のラーメン店では、海田西中の2人がオーダーを取るなどの接客業を体験しました。インタビューをしたところ、「オーダーを取ったり、食器を洗ったりと大変な仕事だけど、やり終えると達成感がある」と話していました。

また、役場の企画課では、2人（海田西中）で「広報かいた」を考えたり、他の職場体験の現場に行き取材をしたりしました。広報かいたでは「まちの話題」の「楽しい！難しい！」を担当させてもらったり、「特集 瀬野川に行こう」の写真を撮りました。

今回の職場体験学習を通じて、仕事に関して、いろいろな興味を持つことができました。今までにない体験で、緊張することもありましたが、生徒全員、真剣に取り組んでいました。



▼ペットショップで職場体験した4人



▲犬の体を乾かす生徒



▶町内ラーメン店で職場体験した2人



【町内ラーメン店、ペットショップでの取材は海田西中学2年生の友田 ひろかさんと表 幹也さんが担当しました（本文、写真とも）】



▲職場体験学習中の生徒にインタビュー



今年も恒例の「町ぐるみ職場体験ウィークINかいた」が海田中学校および海田西中学校の2年生の生徒を対象に実施されました。この事業は子どもたちが町内やその周辺の事業所などで実際に働くことにより仕事に対する興味や関心を高めるとともに、社会人としてのマナーやルールを学べるように町を挙げて毎年取り組んでいるものです。

今年も天候の関係で当初の予定より1日少ない4日間となりましたが、子どもたちにとってはこの上ない貴重な経験となったようです。これも商工会をはじめ多数の事業所の方々のお陰であり、大変感謝しています。

町役場では今年も企画・総務・福祉・建設・教育部門のほか、現場である保育所や小学校などで受け入れました。その中で子どもたちが一生懸命仕事に取り組む姿を見て大変微笑ましく思いました。日頃の先生方の指導や事前学習の成果の現れなのでしょう。特に今年の子もたちはあいさつがしっかりしていて、とても心強く感じました。今回初めて議会の傍聴体験を取り入れましたので、その感想を子どもたちに聞いて

みますと、正直難しい言葉のやりとりで十分に内容までは理解できなかったようです。しかし張り詰めた緊張感の中で真剣に交わされる議論から町の仕事や議会の持つ重要性を感じ取ることができたのではないかと思います。

この職場体験を通じて子どもたちは、自分の将来のこと、仕事の厳しさや楽しさ、親への感謝の気持ち、責任と信頼の大切さなど多くのことを学ぶことができたようです。また職場でのあいさつや言葉遣い、時間やルールなどが社会人にとっていかに大切であるかを同時に学べたことも意義深かったとのこと。このことは家庭内にも良い影響が出てくるようで、以前より家の手伝いを進んでするようになったとか、家庭での会話が弾むようになったと聞いています。

今後、次代を担う子どもたちがこの体験を生かし、将来の夢や目標に向かって、勉強やクラブ活動に励みながら、家族や地域の人々に対する感謝の気持ちを忘れずに大きく成長することを願っています。

くらしの中の消費者トラブル

町民サービス室 ☎823-9219
☎823-7927

「リフォーム業者が保険の補償で家を修理できると勧誘してきたら要確認」

県環境県民局消費生活課発行「くらしのフレッシュ便」※平成24年6月号より転載。

■相談内容■
リフォーム業者が訪問してきて、「火災保険に入っていないらば、台風で被害にあった場合などは、何年前であっても補償される。請求を代行する会社を紹介するので、屋根を修理しないか」と勧誘してきた。

屋根は以前、地震のときに保険で修理していた、今の状態は経年劣化によるものだったが、それでも保険で補償されるようなことを業者は言う。

本当に保険で全額補償されるのだろうか。



■アドバイス■
相談者には、保険で補償されるのは難しいと話しました。そして、もう一度、契約している保険の規約をよく確認し、自分で保険会社に補償されるかどうか問い合わせ、不審な話には乗らないように助言しました。

一般的に住宅関連の保険で補償されるのは、規約に書かれた自然災害で傷んだ場合のみで、経年劣化は保険の対象ではありません。また、すでに補償されている場合には、同じ原因では再度補償されることはありませんし、請求する権利には時効があり、規約に記された年数が経過すると、請求権がなくなります。もし、訪問してきた業者が、保険で補償されるから修理をするように勧誘してきたら、自分の契約している保険の規約を確認し、自分で直接、保険会社に保険の対象になるかどうか確認してください。リフォーム業者の言うことを鵜呑みにしないで、少しでも不審に思った場合は、相談してください。

■相談窓口■

海田町消費生活相談コーナー ☎823-9219
受付 ◆木曜日9時30分～16時（12時～13時を除く）
場所 ◆町民サービス室（役場2階）

広島県生活センター ☎2233-6111
受付 ◆月～金曜日9時～16時（12時～13時を除く）
場所 ◆広島市中区基町10-52（県庁農林庁舎1階）